

鏡野町立南小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

1 いじめに関する現状と課題

南小学校では、友だちと仲良く生活できる児童が多い反面、荒い言動の児童によるトラブルが起きるケースもある。心ない言動は人権を大きく侵害することにつながる。人権侵害であるいじめはいつでもどこでも起こりうるものなので、対策を講じるための素早い状況把握が課題となる。

2 いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ①全ての児童が安全安心の学校生活を送れるよう、学校の内外を問わず対策を講じる。
- ②全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにする。
- ③学校、家庭、地域、その他の関係団体と連携して、いじめ問題を克服することを目指して取り組む。

3 いじめ防止の進め方

学校教育目標 「ふるさとに誇りをもち、自ら未来を拓く児童の育成」		
めざす児童像 たくましく心豊かな子ども 自ら学び、考える子ども 自分や仲間を大切にする子ども		
【保護者・地域との連携】 いじめ防止の啓発や認識したときの対応策について保護者や地域と連携する ・PTA組織 ・区長会、民生児童委員会	【いじめ対策委員会】 いじめ防止に関する措置を実効的に行う ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事 ・児童支援、人権教育担当、PTA三役 ・学校評議員（※校外委員は必要に応じて）	【関係機関との連携】 ・鏡野町 ・芳野駐在所連絡協議会 ・鏡野町教育委員会 ・自主パトロール隊 ・津山警察署 ・津山児童相談所 ・岡山地方法務局津山支局
学校が教育活動全体で組織的に取り組むいじめ防止対策		
いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none">①いじめ防止等の措置を実効的に行うため「いじめ対策委員会」を定期的に開催して日頃の状況を検証し、必要であれば対策を講じる。②日常の教育相談体制を確立し、いじめ実態発見のアンテナを高くして情報収集をする。③人間力の向上を強く意識したり、SSTやQU検査を活用した学級経営を図ったりして、気持ちのよい居場所づくりに努める。④わかる授業、楽しい授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感のもてる学校にする。⑤学校教育活動全体を通して、いじめ防止に資する人権教育や道徳教育などの取組を体系的、計画的に行う。（※年間計画は別紙）⑥就学前教育施設や中学校との連携協力体制を強化し、情報交換や交流学習を進める。⑦メディアを使用しての情報交換の現状を把握し、効果的な情報モラルの指導を継続して進める。	
早期発見	<ul style="list-style-type: none">①日頃から教職員による観察を進め、アンテナを高くして情報収集に努める。②人権アンケートを定期的に実施して、荒い言動などによる児童間のトラブルを把握する。③児童、保護者、地域との信頼関係を深め、円滑な連携で情報の共有化を図る。④保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速且つ誠実な対応に努める。⑤定期的な学校教育相談の実施（相談ポストの活用）と学級担任による児童面談を実施して、カウンセリングの充実を図る。	
いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none">①いじめに関する相談を受けた場合、速やかに生徒指導主事と管理職に報告し、情報把握に努める。②いじめの事実が確認された場合はいじめ対策委員会を開き、対応を検討する。③いじめの状況把握ができ次第早急に対応し、再発防止に努める。④いじめ被害者の児童と保護者に対する支援と、いじめ加害者の児童への指導とその保護の者への助言を慎重かつ継続的に進める。⑤いじめの状況把握と対応策の見通しについて、教育委員会に報告する。⑥速やかないじめの解消が困難な場合は、法務局、児童相談所、警察など外部機関と連携して対応を図る。	